

茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金支給要綱（2022年1月から3月分）

（趣旨）

第1条 茨城県知事（以下「知事」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項の規定に基づき、知事が行う営業時間の短縮要請及び不要不急の外出・移動の自粛要請（以下「営業時間短縮要請等」という。）により影響を受けた中小企業及び個人事業者等に対し、予算の範囲内において茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金（以下「一時金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 一時金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、主な事業が、茨城県の営業時間短縮要請等の影響を受けた者であり、かつ、営業時間の短縮要請を受けた県内の飲食店等と直接の取引がある者等又は不要不急の外出・移動の自粛要請による直接的な影響を受けた者等であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、主な事業とは、営業時間の短縮要請を受けた県内の飲食店等との直接取引による影響、又は不要不急の外出・移動の自粛要請による影響を受けた事業であり、それらが年間売上の50%以上を占める事業とする。

- （1）営業時間短縮要請等の影響により、2022年1月から3月までのいずれかの月（以下「対象月」という。）の売上（事業収入（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する確定申告書（以下「法人確定申告書」という。）の別表1における「売上金額」欄に記載されるもの及び所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書（以下「個人確定申告書」という。）の第1表における「収入金額等」の事業欄に記載されるもの。）又は業務委託契約等収入（（雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの。ただし、事業収入を得ておらず、当該収入を主たる収入として雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者である場合に限る。）をいう。以下同じ。）が、2019年～2021年（以下「基準年」という。）の同月の売上（白色申告を行っている個人事業者又は業務委託契約等収入を主たる収入として雑所得又は給与所得の収入に計上している個人事業者については、基準年の月平均の売上）と比べて30%以上減少していること。
- （2）対象月及び基準年の同月において、茨城県内に主たる事業所を有し、かつ、基準年において所得税又は法人税の納税地を茨城県内としていること。
- （3）一時金の受給後も茨城県内で事業を継続する意思があること。
- （4）2021年1月から3月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告を行っていること。

（不支給要件）

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、一時金を支給しない。

- （1）茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号又は第3号に規定する者（以下、「暴力団等」という。）

- (2) 代表者又は役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）のうち条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者
- (3) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (5) 政治団体
- (6) 宗教上の組織又は団体
- (7) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者
- (8) 2022年1月27日から3月21日までの間に茨城県から営業時間の短縮要請を受けた事業者（飲食店等）
- (9) 事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した、被雇用者又は被扶養者である個人事業者
- (10) 暴力団等が実質的に経営を支配する者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、一時金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

（警察本部等への確認）

第4条 知事は、必要に応じ一時金の支給を申請する者（以下「申請者」という。）について、前条第1項第1号、第2号及び第10号の該当の有無を県警察本部長に照会することができる。

（一時金の額）

第5条 対象月の売上が、基準年の同月の売上と比べて30%以上減少していることを要件に、基準年の年間売上高に応じて次のとおり決定し、1事業者あたり1回限り支給するものとする。

なお、基準年の売上高の算出は、原則として、法人確定申告書、個人確定申告書、又は、業務委託契約等収入によるものとする。ただし、法人において、法人確定申告書における事業年度と2019年～2021年（暦年）の年間売上高に相当な違いがある（コロナウイルス感染症の影響がある）と知事が認める場合には、2019年～2021年（暦年）の年間売上高によるものとする。

売上	年間売上高	支給額	年間売上高	支給額
30% 以上 減少	3,000万円未満	20万円	1億円以上～2億円未満	100万円
	3,000万円以上～4,000万円未満	30万円	2億円以上～3億円未満	200万円
	4,000万円以上～5,000万円未満	40万円	3億円以上～4億円未満	300万円
	5,000万円以上～6,000万円未満	50万円	4億円以上～5億円未満	400万円
	6,000万円以上～7,000万円未満	60万円	5億円以上	500万円
	7,000万円以上～8,000万円未満	70万円	—	—
	8,000万円以上～9,000万円未満	80万円	—	—
	9,000万円以上～1億円未満	90万円	—	—

(一時金の申請)

第6条 支給対象者は、一時金の支給を受けようとするときは、いばらき電子申請・届出サービス又は営業時間短縮要請等関連事業者一時金支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により、必要な書類(以下「証拠書類」という。)を添えて知事に申請するものとする。

2 前項の証拠書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 申請者が法人の場合

ア 2019年～2021年の1月から3月までをその期間内に含む全ての事業年度の法人確定申告書別表1の控え(收受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時等が印字されていない場合は、「受信通知」を添付すること。)

ただし、「受信通知」(以下「收受日付印等」という。)のいずれも存在しない場合には、当該年度の「納税証明書(その2所得金額用)」を併せて提出すること。

なお、基準年については、法人事業概況説明書の控えも併せて提出するものとするほか、基準年の年間売上高を暦年とする場合は、その基準年(暦年)の全ての月を含む事業年度の法人確定申告書別表1の控え(收受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時等が印字されていない場合は、「受信通知」を添付すること。)及び法人事業概況説明書の控え

イ 履歴事項全部証明書(申請時から3ヶ月以内に発行されたものに限る)

ウ 役員等名簿(様式第2号)

エ 基準年に関する主な事業(又は主な取引)における年間事業収入内訳書(様式第3号)

オ 対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等(売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。)

カ 対象月の事業収入の取引状況を示す帳簿書類、顧客台帳、取引伝票等の写し(2部以上)

キ 法人名義の振込先口座の通帳の写し(表紙及び見開き部分)

ク 対象月の主たる事業所の所有状況が確認できる書類(不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書、使用貸借承諾書、使用承諾書、賃借料領収書等いずれかの写し)

ケ 罹災証明書(2018年～2020年に罹災した事業者のみ)

コ その他、知事が必要と認める書類

(2) 申請者が個人事業者であって、青色申告を行っている場合

ア 2019年～2021年の個人確定申告書第一表の控え(收受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知」を添付すること。ただし、收受日付印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付番号の印字)又は「受信通知」(以下「收受日付印等」という。)のいずれも存在しない場合には、当該年度の「納税証明書(その2所得金額用)」を併せて提出することで足り、また、收受日付印等及び「納税証明書(その2所得金額用)」のいずれも存在しない場合には、当該年度の課税証明書又は非課税証明書を併せて提出すれば足りる。以下、同条第3号ア及び第4号アは同じ。)及び所得税青色申告決算書の控え(ただし、所得税青色申告決算書の控えを提出しない場合には、次号によるものとする。)

- イ 基準年に関する主な事業（又は主な取引）における年間事業収入内訳書（様式第3号）
 - ウ 対象月の月間売上が確認できる売上台帳等（売上台帳、帳面その他の2022年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。次号エにおいて同じ。）
 - エ 対象月の事業収入の取引状況を示す帳簿書類、顧客台帳、取引伝票等の写し（2部以上）
 - オ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分）
 - カ 運転免許証その他の本人確認ができる書類の写し
 - キ 罹災証明書（2018年～2020年に罹災した事業者のみ）
 - ク その他、知事が必要と認める書類
- (3) 申請者が個人事業者であって、白色申告を行っている場合
- ア 2019年～2021年の個人確定申告書第一表の控え
 - イ 基準年に関する主な事業（又は主な取引）における年間事業収入内訳書（様式第3号）
 - ウ 対象月の月間売上が確認できる売上台帳等（売上台帳、帳面その他の2022年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。次号エにおいて同じ。）
 - エ 対象月の事業収入の取引状況を示す帳簿書類、顧客台帳、取引伝票等の写し（2部以上）
 - オ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分）
 - カ 運転免許証その他の本人確認ができる書類の写し
 - キ 罹災証明書（2018年～2020年に罹災した事業者のみ）
 - ク その他、知事が必要と認める書類
- (4) 申請者が主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者の場合
- ア 2019年～2021年の個人確定申告書第一表の控え
 - イ 基準年に関する主な事業（又は主な取引）における年間事業収入内訳書（様式第3号）
 - ウ 2019年～2021年の業務委託契約書及び源泉徴収票等収入があることを示す書類
 - エ 対象月の業務委託契約等収入が確認できる売上台帳等（売上台帳、帳面その他の2022年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。）
 - オ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分）
 - カ 運転免許証その他の本人確認ができる書類の写し
 - キ 罹災証明書（2018年～2020年に罹災した事業者のみ）
 - ク その他、知事が必要と認める書類
- 3 申請者は、前項の証拠書類のうち2021年1月及び2月を対象とした第1回一時金、2021年4月及び5月、6月を対象とした第2回一時金、2021年8月及び9月を対象とした第3回一時金の申請時に既に提出し、記載内容に変更がないものについては、提出を省略できる。
- また、第2項第1号エ、第2項第2号イ、第2項第3号イの書類（様式第3号）については、青色申告の個人事業者である場合は、主な事業の割合が100%である場合、青色申告決算書の提出により省略することができるほか、基準年の年間売上が3000万円未満かつ主な事業の割合が100%である事業者は省略することができる。
- 4 一時金の申請期間は、知事が別に定める。

(申請の特例)

第7条 申請者は、次の各号に該当する場合、申請の特例を用いることができる。

(1) 2019年1月から2020年12月までの間に開業（事業承継、法人化及び茨城県外から茨城県内への移転開業を含む。以下この号において同じ。）した事業者は、第2条第1号中、「2019年～2021年（以下「基準年」という。）の同月の売上」を、「2019年又は2020年中の売上を開業日の翌日（12月31日に開業した場合は開業日）が属する月から同年12月までの月数で除した金額」に読み替えることができるものとする。

また、2019年1月から2020年12月までの間に事業承継又は法人化した事業者は、事業の業態や所在地等が事業承継等前と実質的に同様であると知事が認める場合には、第2条第1号の該当性の判断にあたって、2022年の対象月と、事業承継前に事業を行っていた者又は法人化前の個人事業者の2020年又は2019年の同月の売上を比較することができるものとする。

(2) 2022年1月を対象月とした場合は、2021年1月から9月までの間に開業（茨城県外から茨城県内への移転開業を含む。以下この号において同じ。）した事業者は、第2条第1号中、「2019年～2021年（以下「基準年」という。）の同月の売上」を、「2021年1月から12月までの売上を開業日の翌日が属する月から同年12月までの月数で除した金額」に読み替えるものとする。

2022年2月を対象月とした場合は、2021年1月から10月までの間に開業（茨城県外から茨城県内への移転開業を含む。以下この号において同じ。）した事業者は、第2条第1号中、「2019年～2021年（以下「基準年」という。）の同月の売上」を、「2021年1月から12月までの売上を開業日の翌日が属する月から同年12月までの月数で除した金額」に読み替えるものとする。

2022年3月を対象月とした場合は、2021年1月から11月までの間に開業（茨城県外から茨城県内への移転開業を含む。以下この号において同じ。）した事業者は、第2条第1号中、「2019年～2021年（以下「基準年」という。）の同月の売上」を、「2021年1月から12月までの売上を開業日の翌日が属する月から同年12月までの月数で除した金額」に読み替えるものとする。

(3) 2021年1月から対象月までの間に事業承継又は法人化した事業者は、第2条第1号の該当性の判断にあたって、2022年の対象月と、事業承継前に事業を行っていた者又は法人化前の個人事業者の2019年～2021年の同月の売上を比較することができる。

(4) 前条第2号ア、第3号ア及び第4号アの証拠書類について、基準年の確定申告の義務がない場合その他合理的な事由により提出できない場合は、当該年の月平均の売上が20万円以上である場合に限り、当該年分の住民税の申告書類の控えて代替することができる。この場合、第2条第1号の該当性の判断にあたっては、市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の営業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとする。なお、住民税申告書類に収受印がない場合は、当該年度の課税証明書又は非課税証明書を併せて提出すれば足りる。

(5) 2018年～2020年に罹災したことを証明する罹災証明書を有する事業者は、第2条第1号の該当性の判断にあたって、2022年の対象月と、罹災した年又はその前年の対象月と同月の売上を比較することができる。

（宣誓・同意事項）

第8条 申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし、知事

は、当該宣誓又は同意をしない者には、一時金を支給しない。

- (1) 第2条に規定する支給対象者であること。
- (2) 第3条に規定する不支給要件に該当しないこと。
- (3) 事業活動を行うために必要な法令上の許認可等をすべて得ていること。
- (4) 申請内容の裏付けとなる売上台帳等の帳簿書類及び通帳その他の証拠書類を7年間保存すること。
- (5) 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査に応じること。
- (6) 過去の県一時金の申請時に提出した基本情報等が審査のために用いられる場合があること。
- (7) 一時金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等が第三者に提供される場合及び申請者の個人情報等が第三者から取得される場合があること。
- (8) 後日、2022年の1月から3月までをその期間内に含む全ての事業年度の法人確定申告書別表1及び法人事業概況説明書の控え、個人確定申告書第一表の控え（青色申告書の場合は、所得税青色申告決算書の控えも含む）等を求めた場合には速やかに提出すること。
- (9) 虚偽や不正な手段により一時金を受給した場合には、一時金の返還を行うこと。
- (10) 知事が、不正受給により一時金の返還を命ずる場合には、その命令に係る一時金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付すること。なお、納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。
- (11) 不正受給と判断された場合、申請者の屋号、氏名等を公表するとともに、不正内容が悪質な場合には刑事告発される場合があること。
- (12) 取引状況の確認のため、提出された書類に基づき、申請者の取引先に問合せすることがあること。
- (13) 本一時金は、事業所得に区分されることから課税対象であること。
- (14) 過去の一時金申請の際に添付した、添付書類を本申請において省略する場合には、その記載内容に変更がないこと。
- (15) 県及び茨城県内市町村における事業者支援施策の検討・推進にあたり、提出した情報が活用される場合があること。

（一時金の支給決定等）

第9条 知事は、第6条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは一時金の支給を決定し、一時金を支給するものとする。

2 知事は、前項の審査の結果、一時金の支給をしない決定をしたときは、申請者に対し茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金不支給決定通知（様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

（一時金支給の方法）

第10条 知事は、一時金の支給を決定したときは、申請者に対し口座振替払の方法により支給する。

(申請のみなし取り下げ)

第 11 条 知事は、関係書類の不備により振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず、30 日間関係書類の補正等が行われなかった場合その他申請者の責に帰すべき事由により支給できなかつたと認められる場合には、当該一時金の申請が取り下げられたものとみなす。

(調査・提供)

第 12 条 知事は、一時金の支給について、必要と認められるときは、申請者等関係者に対して書類の提出を求め、事情聴取等を行うことができる。

2 知事は、一時金の支給に関する情報について、法令等に基づき、国及び地方公共団体等に対して提供することができる。

(支給決定の取り消し等)

第 13 条 知事は、一時金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該各号に定める額に係る支給決定を取り消すことができる。

(1) 故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない一時金の支給を受け、又は受けようとする場合、支給決定した一時金の全額

(2) 前号に該当しない場合であつて、一時金の支給を受けた者に支給されるべき一時金の額を超えて支給を受けた場合、当該支給されるべき額を超えて支払われた部分の額

2 知事は、前項第 1 号に該当すると認めたときは、同号に該当すると認めた日又は一時金の支給決定を取り消した日以後、当該者に一時金を支給しないものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による取り消しを行ったときは、取り消された者に対し、その旨を通知するものとする。

(一時金の返還等)

第 14 条 知事は、前条第 1 項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に支給した一時金の返還を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定に基づく一時金の返還を命ずる場合には、その命令に係る一時金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第 1 項の規定に基づく一時金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた一時金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた一時金の額に充てられたものとする。

4 第 1 項の規定に基づく一時金の返還及び第 2 項の規定に基づく加算金の納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、2021年10月29日から施行する。

付 則

この要綱は、2022年1月12日から施行する。

付 則

この要綱は、2022年4月13日から施行する。